

給水装置工事 窓口申請ガイド(指定工事店向け)

給水装置工事の申請は、従来通り窓口でも受付ができます。各ステップでの提出物と流れをご確認ください。

1. 工事前: 本申請と納付の流れ

工事着手前に、窓口での書類提出と納付が必要です。

■ 窓口での本申請

- 工事内容に基づき「給水装置工事申込書」を提出してください。(名義変更、廃止届等)
- 新設・改造申込時において、**工事用一時給水を使用する場合は、別紙平面図(工事用水栓箇所)を提出**してください。
- 内容確認後、**申請書の原本を返却**いたします。
- **【重要】** 申請書の原本は**検査当日に必要**となりますので、紛失しないよう厳重に保管してください。
- **受付完了後に受付番号**をお知らせいたします。受付番号は納付書の交付やメーターの受取等、その後の手続きで必要となります。

■ 手数料等の納付

- 審査完了後、**5営業日後**に納付書が発行されます。所定の日になりましたら、**料金センター窓口にて**受付番号をお伝えいただき、納付書をお受け取りの上、お支払いをお願いします。
- **【重要】** 納付確認が取れるまで**工事に着手することはできません**。(一時給水のメーター貸与含む)

2. 工事完了後：検査の申し込み

工事が終わりましたら、窓口にて「検査願」を提出してください。

■ メーターの貸与について

- 検査願いの受付が完了しましたら、**料金センター窓口にて**受付番号をお伝えいただき、メーターの受け取りをお願いします。

■ 提出書類・必要事項一覧

検査願の提出時には、以下の資料を準備してください。

項目	提出物・詳細	注意事項
施工写真	占有掘削(取出し時)の舗装復旧写真 2部	その他、主要な施工箇所の写真も含めること。
水圧テスト写真	事前実施時の写真	事前実施済み(写真あり)の場合は、現地での水圧検査を省略可能です。
内容変更申込書	設計変更がある場合の書類	申請時と設計が変わった場合は、必ず併せて提出してください。

3. 検査当日：原本の提出

検査当日は、「給水装置工事申込書」の紙原本を基に検査を行います。

■ 給水装置工事申込書紙の原本持参：

当初の申請時に返却された「給水装置工事申込書」の紙原本(修正済みのもの)を、検査員に直接手渡ししてください。

■ 検査の実施：

提出いただいた紙原本の資料に基づき、現地での適合確認を行います。